

# 平成26年4月から ごみの収集日程が 変わります



清掃だより  
116

平成26年3月15日  
福生市  
生活環境部  
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ  
☎042-551-1731

## 組合せと収集回数

組合せ	収集回数
燃やせるごみ	週2回
燃やせないごみ、小型家電	4週に1回
有害ごみ、古着・古繊維	4週に1回
容器包装プラスチック、ビン (発泡スチロール、白色トレイ含む)	2週に1回
容器包装プラスチック、ダンボール (発泡スチロール、白色トレイ含む)	2週に1回
ペットボトル、硬質プラスチック、プラスチックボトル	2週に1回
新聞、雑誌・雑紙(紙パック含む)	2週に1回
缶、金属	2週に1回

3月 March 南地区用

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2	3	4	5	6	7	1 8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

4月 April

日	月	火	水	木	金	土
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

※収集日程の一例(南地区)です。配布されるごみ・リサイクルカレンダーで収集日程をご確認ください。

## 主な変更

- 1 資源回収拠点を廃止し、全てのごみ・資源を戸別収集に変更します。
  - 2 燃やせるごみの収集を週3回から週2回に変更します。
  - 3 容器包装プラスチックの収集を2週に1回から週1回に変更します。
  - 4 小型家電製品の無料戸別収集を開始します。
- ※これらの変更に伴い、他のごみ・資源の収集頻度も見直します。

## 【拠点回収のごみを戸別収集に変更】

- 1 発泡スチロール、白色トレイは容器包装プラスチックの日に収集します。  
透明又は半透明の袋に入れて出してください。(50cm以上の発泡スチロールは10cm程度に砕いてから袋に入れてください。)
- 2 乾電池、蛍光灯、水銀体温計は、有害ごみの日に収集します。  
品目ごとに、透明又は半透明の袋に入れて出してください。
- 3 紙パックは雑誌・雑紙の日に収集します。  
洗って乾かし切り開いてから、雑紙と一緒に袋に入れるか、束ねて出してください。
- 4 ペットボトルは、戸別収集のみに変更します。  
キャップとラベルをはずし、洗ってからつぶし、任意の容器に入れて出してください。

## 【収集日が変わるもの】

スプレー缶、使い捨てライターは、缶・金属の日から有害ごみの日になります。  
中身を必ず使い切ってから、スプレー缶は任意の容器に入れ、使い捨てライターは透明又は半透明の袋に入れて出してください。

# 平成26年度 ごみ・リサイクルカレンダーを配布します。

3月20日(木)から、各家庭にごみ・リサイクルカレンダーを配布します。27日(木)までに届かない場合や、二世帯同居などで2部必要な方は、ごみ対策係までご連絡をお願いします。

(☎042-551-1731)

共同住宅用(ポスター)、英語版もご用意してあります。

必要な方はごみ対策係まで(市役所第2棟1階11番窓口)お越しください。



平成26年度版ごみ・リサイクルカレンダー(南地区)



平成26年度版ごみ・リサイクルカレンダー共同住宅用(南地区)



平成26年度版ごみ・リサイクルカレンダー英語版(南地区)

## 小型家電の収集にご協力をお願いします。

使用済小型電子機器の再資源化に関する法律(小型家電リサイクル法)が、平成25年4月に施行されました。背景には、電子機器類に多く使われているレアメタル等有用金属の使用量の増大に伴い、資源価格が高騰していること、小型電子機器がリサイクルされずに埋め立てられ、最終処分場が逼迫していること等が挙げられます。

福生市では、法施行に伴い、平成25年10月から回収ボックス(市役所第二棟、リサイクルセンターに設置)による収集を開始しました。また、平成26年4月からは、これまでの「燃やせないごみ(有料)」から「小型家電(無料)」での収集に変更します。

ご不要になった小型家電製品がありましたら、透明又は半透明の袋に入れ、小型家電の日に出してください。(収集日は平成26年度版ごみ・リサイクルカレンダーをご確認ください。)

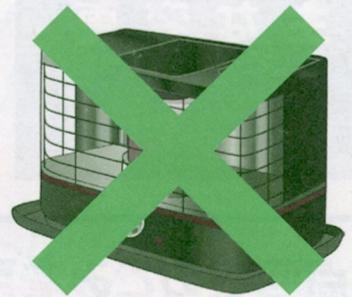
### 【小型家電の日収集できるもの、収集できないもの】

#### ○収集できるもの

携帯電話(個人情報には必ず消去してください)、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤーなど、一辺が50cm未満の小型家電製品全般

#### ×収集できないもの

- 1 一辺が50cm以上の家電製品全般  
50cm以上の製品は粗大ごみで出してください。
- 2 石油ファンヒーター、石油ストーブ、ガスファンヒーター、ガスストーブ  
大きさに関らず粗大ごみで出してください。
- 3 家電リサイクル対象製品(テレビ、冷蔵庫(凍)、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)、家庭系使用済パソコン  
小型家電の対象外です。出し方はごみ・リサイクルカレンダー19ページをご確認ください。



## ごみは 毎朝8時までに出してください。



収集作業は毎朝8時から始まっています。

工事による車両通行止めや電車事故による踏切遮断等、交通事情により、通常収集に行く時間より早く伺うことがあります。ごみは必ず**朝8時**までに出してください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

# 平成26年4月1日から路上禁煙区域が始まります。

路上禁煙区域では市指定喫煙所を除く場所での喫煙は禁止です。

平成26年4月1日から市民の快適な生活環境を確保することを目的として、福生市清潔で美しいまちづくり条例第12条に基づき、福生駅、牛浜駅、東福生駅、熊川駅の周辺を路上禁煙区域に指定します。

路上禁煙区域では、市指定喫煙所以外での喫煙が禁止となります。

また、平成23年7月1日から市内全域で、歩行喫煙及びポイ捨て、犬のふんの放置は禁止となっています。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

地図内の  は路上禁煙区域、★マークは市指定喫煙所です。



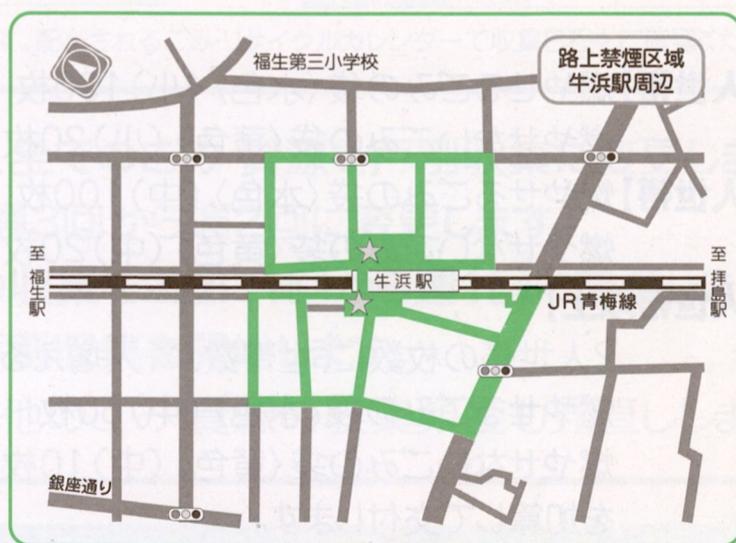
熊川駅



東福生駅



福生駅



牛浜駅

## 紹介

## 環境戦士エコセイバー

生活環境を守るために戦う正義のヒーローです。  
ふっさ環境フェスティバルなどの様々なイベントで活躍しています。



# 減免世帯に指定収集袋を交付します。

平成26年度のごみの指定収集袋を、減免対象の世帯に対して一定枚数交付します。該当する場合は申請してください。

## 交付日時

平成26年4月1日～平成27年3月31日の月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

※祝日、年末年始(12/29～1/3)は交付できません。

※水曜午後5時15分以降及び土曜日は交付できませんので、ご注意ください。

## 交付場所

環境課ごみ対策係(市役所第二棟1階11番窓口)

## 減免対象

- ①生活保護受給者
- ②児童扶養手当受給者
- ③特別児童扶養手当受給者
- ④遺族基礎年金受給者(条件有り) ※環境課ごみ対策係にご確認ください。
- ⑤身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税
- ⑥愛の手帳(1度又は2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税
- ⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税
- ⑧市長が特別の理由があると認めた場合



## 交付枚数

交付枚数は世帯人数ごとに決められています。

4月中に申請していただいた場合は一年分を交付しますが、年度の途中で申請した場合は月割りで交付しますので、予めご了承ください。

**【1人世帯】**燃やせるごみの袋(水色)(小)100枚  
燃やせないごみの袋(黄色)(小)20枚

**【2人世帯】**燃やせるごみの袋(水色)(中)100枚  
燃やせないごみの袋(黄色)(中)20枚

**【3人世帯以上】**  
2人世帯の枚数に、世帯数が1人増えるごとに、  
燃やせるごみの袋(水色)(中)50枚  
燃やせないごみの袋(黄色)(中)10枚  
を加算して交付します。

例：3人世帯 燃やせるごみの袋(水色)(中)150枚  
燃やせないごみの袋(黄色)(中)30枚

交付された指定収集袋をお持ち帰りいただくための袋は、各自でご用意ください。ご協力をお願いします。



## 必要な物

### ■証書等

①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書(環境課ごみ対策係にご確認ください)⑤身体障害者手帳⑥愛の手帳⑦精神障害者保健福祉手帳

### ■印鑑

※⑤、⑥、⑦については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。